

様式第 1 号

審查基準整理票

処分名	団体貸出しの利用証の交付		
根拠法令名	大津市立図書館の管理運営に関する規則	(条項) 第14条第2項において準用する第7条第1項及び第2項	
基準法令名	大津市立図書館の管理運営に関する規則	(条項) 第14条第1項及び第2項	
所管部署	教育委員会 図書館 奉仕係		
標準処理期間	3日以内	法定処理期間	—
【審査基準】 ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内容 ☐全部記載 ☒一部・項目のみ記載 【根拠法令】 (利用の手続) 第7条 資料の個人貸出しを受けようとする者は、所定の申請書に必要事項を記載して、館長に申請し、所定の利用証の交付を受けなければならない。 2 前項の規定により、利用証の交付申請をするときは、前条の規定による資格を証明する書類を提示しなければならない。 【基準法令】 (団体貸出し) 第14条 資料の団体貸出しを受けることができるものは、市内の官公署、事業所その他館長が適当と認める団体(以下「団体」という。)とする。 2 第7条から第11条までの規定は、団体貸出しについて準用する。この場合において、第7条第1項中「個人貸出し」とあるのは「団体貸出し」と、同条第3項中「住所、氏名」とあるのは「所在地、名称」と、同条第5項及び第11条中「個人貸出し」とあるのは「団体貸出し」と読み替えるものとする。			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。